

有害物質使用特定施設について

○ 有害物質使用特定施設に該当するもの

施行令 別表第1に掲げる特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設のことをいい、個別の特定施設ごとに判断されることとなる。

「製造」：有害物質を製品として製造すること。

「使用」：有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。

「処理」：有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

○ 有害物質使用特定施設に該当しないもの

施行令別表第1に掲げる施設のうち以下のものは有害物質使用特定施設に該当しない。

・第1号の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設（(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設）

・第72号 し尿処理施設

・第73号 下水道終末処理施設（下水道法施行令第9条の3第2号に係る処理施設で有害物質を処理する者を除く。）

→ 通常、有害物質を製造・使用・処理しているとは考えられないことから、有害物質使用特定施設には該当しない。

・第66号の3 旅館業の用に供する施設特定施設

→ 温泉水等で天然に有害物質を含有する水を使用する場合であっても、当該有害物質を使用することを目的としない施設については、有害物質使用特定施設に該当しない。

・第68号 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

→ アンモニア化合物を含む現像液を、写真現像業の用に供する自動式フィルム現像施設において使用することは、施設の目的に沿って当該有害物質を使用していると考えられ、有害物質使用特定施設に該当する。

ただし、薬剤を型から取り出しやすくするための添加剤等として錠剤に含まれているほう素については、写真現像の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設の目的に沿って使用されているとは考えづらく、ほう素を使用する有害物質使用特定施設には該当しない。